

2021年6月18日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

エジプト向けマニフェスト事前申告制度導入について②/適用開始日訂正/

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、エジプト税関によるマニフェスト事前申告制度(Advance Cargo Information Declaration(ACID))導入に伴い ACID NO の BL 上およびマニフェストへの記載が必須となりました。つきましては、Dock Receipt/ACI Data 送付時に必ず ACID NO をご記載くださいますよう、お願い申し上げます。ACID NO の記載漏れ及び誤った番号を記載された場合、積戻しや今後ペナルティの対象となる可能性がございます。お客様各位にはお手数をおかけいたしますが、正しい番号の記載にご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日 : 即日

対象航路 : エジプト向け輸出貨物

記載必要事項 : 19 桁の ACID No
(BL Description 欄へ記載願います)

※FCL 貨物につきましては、使用船社の規定に準じます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	横浜支店	TEL : 045-226-2051
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480